

川崎市人権施策推進基本計画

第1期実施計画

人権かわさきイニシアチブ

概要版

- 第1章 計画改定の趣旨と
本市における人権をとりまく状況等
- 第2章 川崎市人権施策推進基本計画
- 第3章 第1期実施計画
- 第4章 計画の推進

川崎市

令和4（2022）年3月

第1章 計画改定の趣旨と本市における人権をとりまく状況等

「川崎市人権施策推進基本計画」は、令和元(2019)年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づく、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

また、人権に関し行政として目指すものを体系的に整理し、本市の各部局の連携と、市民と、関係団体等を含めた事業者との連携協働の下に「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための今後約10年間の指針となるものです。

国際的な取組

- ・昭和23(1948)年に国際連合において、「世界人権宣言」が採択され、その後も、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などが採択されています。
- ・国際連合は、平成17(2005)年から「人権教育のための世界計画」の取組を推進しており、平成27(2015)年に採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、世界人権宣言を基礎の一つとして、令和12(2030)年までに全ての国が達成すべき「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げました。

本市におけるこれまでの取組と課題

(1) これまでの取組

平成12(2000)年	「川崎市人権施策推進指針」の策定
平成19(2007)年	「川崎市人権施策推進基本計画」の策定
平成27(2015)年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の策定
令和元(2019)年	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定

(2) 人権施策の課題

- ・子ども、女性、高齢者であることや障害の有無による差別等、従前からの人権施策の課題があります。
- ・社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめなど、新たな人権課題が生じています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、感染者や濃厚接触者などを過剰に避けたり非難するなどの差別や偏見が生じています。
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動、LGBT等の性的マイノリティの人々の人権問題、障害者でありかつ女性である場合などに生じる複合的な差別の問題なども課題となっています。

(3) 人権に関する市民の意識

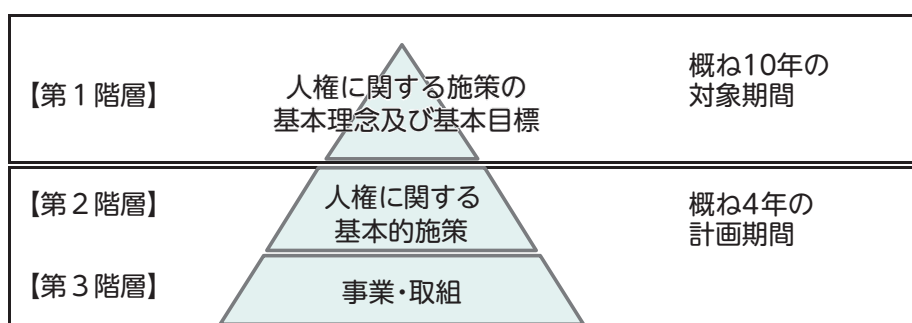
- ・令和2(2020)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して、28.8%が「そう思う」と回答しました。
- ・5年前の調査に比べて8.2ポイントの改善となりましたが、「わからない」との回答が22.3%に上るなど、市民が「人権の尊重」という問いに対して、実感を持って答えることが難しい状況が見られます。

計画改定の方向性

- ・人権施策を「総合的かつ計画的に」推進するため、計画期間を3期に分割して具体的な施策の内容を「実施計画」として管理することとし、これに合わせて事業・取組として年次別取組を設定することで、新しい人権課題や社会情勢等の変化により柔軟に対応できる体系とします。
- ・個人の尊重に立脚した「差別の禁止」と「多様性の尊重」の2項目を人権施策の基本理念に反映するとともに、他の項目についても基本目標と基本的施策にその視点を取り入れます。
- ・基本的施策のうちの分野別施策に「疾病に関する人権尊重の取組の推進」と「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」の項目を新たに設け、13の分野別施策とします。
- ・「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に定められた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する事業・取組を新たに設けます。

第2章 川崎市人権施策推進基本計画

基本計画の構成



人権に関する施策の基本理念・・・「基本計画」が目指す「まち」の姿

**市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され
不当な差別のないまち かわさき**

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に目的として規定する「人権を尊重し、共に生きる社会」の実現を図るに当たり、共生の前提となる人権保護の核心が個人の尊重にあることに鑑みて、個人の尊重に立脚した考えである「差別をなくす」、「多様性の尊重」を重視し、この2つの考えが浸透した「まち」を目指します。

人権に関する施策の基本目標・・・「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり

「不当な差別」と偏見を許さない、相手の立場に立って考えられる社会の実現を目指します。

2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり

全ての市民が様々な違いを超えて、対等な人間関係を築いていけるように取り組みます。

3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり

人権侵害による被害の救済を図るため、必要な人に必要な支援が確実に届くように取り組みます。

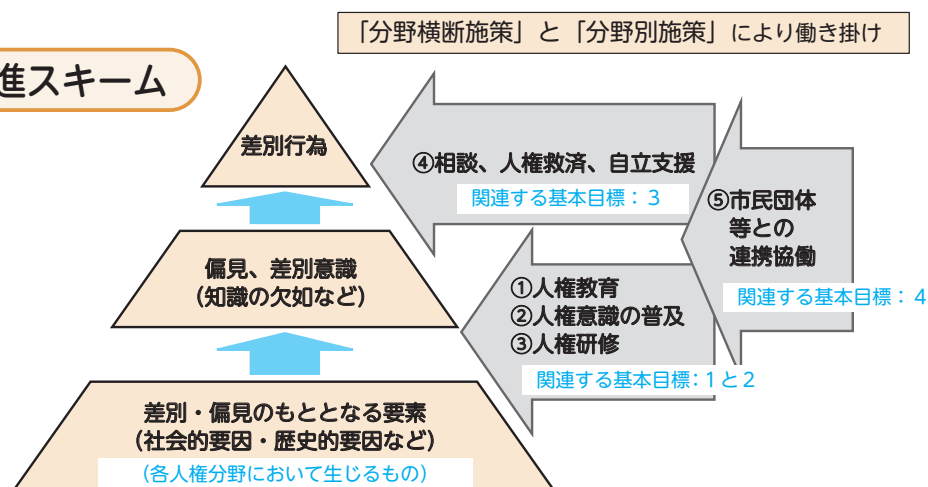
4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

それぞれが人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていきます。

第3章 第1期実施計画

- ・人権課題の解決に向けて、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を計画期間とします。
- ・5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の基本的施策とこれらに係る「事業・取組」を体系的に整理します。

第1期実施計画の推進スキーム



分野横断施策

全ての人権課題に共通する5つの施策

1 人権教育の推進

- ・市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て理解を深めていくため、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。

2 人権意識の普及

- ・人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努めます。
- ・市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。

3 人権研修の充実・推進

- ・市職員に対する効果的な人権研修を計画的に実施します。
- ・業務の性格上、人権意識が特に求められる市職員に対して、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。

4 相談、人権救済、自立支援の充実

- ・相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。
- ・基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。
- ・関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実を図ります。

5 連携協働による取組の推進

- ・市民や事業者の参画を促進する取組を推進していきます。
- ・NPO・NGO等の関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働により、人権施策の取組を推進していきます。

1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進

- ・ 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援
- ・ 個別の支援
- ・ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障
- ・ 子どもの参加
- ・ 相談及び救済

2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進

- ・ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進
- ・ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進
- ・ 地域における男女共同参画の推進

3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進

- ・ いきがい・介護予防施策等の推進
- ・ 地域のネットワークづくりの強化
- ・ 利用者本位のサービスの提供
- ・ 医療介護連携・認知症施策等の推進
- ・ 高齢者の多様な居住環境の実現

4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進

- ・ 育ち、学び、働き、暮らす ～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～
- ・ 地域とかがわる ～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～
- ・ やさしいまちづくり ～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

5 部落差別(同和問題)の解決に向けた取組の推進

- ・ 部落差別(同和問題)の解決に向けた啓発・支援の推進

6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進

- ・ 差別の解消と人権侵害の防止
- ・ 行政サービスの充実
- ・ 多文化共生教育の推進
- ・ 社会参加の促進
- ・ 共生社会の形成
- ・ 施策の推進体制の整備

7 疾病に関する人権尊重の取組の推進

- ・ 感染症に関する啓発、支援等

8 ホームレス(野宿生活者)の人権擁護と自立支援に係る取組の推進

- ・ホームレス自立支援事業
- ・関係機関との連携による取組

9 拉致問題の解決に向けた取組の推進

- ・拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進

10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進

- ・偏見や差別を解消するための啓発の推進
- ・当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進

11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進

- ・自殺の実情を知る
- ・自殺防止のためにつながる
- ・自殺防止のために支える

12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進

- ・啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進

13 様々な人権課題に対する取組の推進

- ・固有の歴史・文化を持つ人々(アイヌの人々)の人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・刑を終えて出所した人々の人権
- ・災害被害者の人権
- ・人身取引被害者の人権

第4章 計画の推進

人権施策推進体制

【庁内連絡調整組織】

「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」のほか、子どもの権利や男女平等施策などの分野別の人権施策を推進するための各部会等で具体的な施策を協議、検討し、横断的かつ総合的に人権施策を推進します。

【協議組織】

「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための組織であり、庁内連絡調整組織とそれぞれの役割を担いながら人権施策を総合的に推進します。

【関係団体・関係機関】

「川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」や「かわさき男女共同参画ネットワーク」等の各分野において多様な活動を展開している関係団体等との連携を強化し、取り組んでいきます。

進行管理

- 進捗管理には、「計画(PLAN)－実行(DO)－評価(CHECK)－見直し(ACTION)」のいわゆるPDCAサイクルの手法を取り入れます。
- 事業・取組の状況について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、外部の視点として「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求め、その結果を公表します。
- 「人権に関する市民意識調査」を定期的実施するほか、社会情勢の変化等も確認しながら、市民意識の把握に努めつつ、施策を推進していきます。

成果指標

- 基本計画を着実に推進していくために、成果指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。
- 施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするものでなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断します。
- 目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

	項 目	現状【年度】	目標値【年度】
全 体 目 標	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和 3(2021)年度】	41.0%以上 【令和 7(2025)年度】
			43.0%以上 【令和 13(2031)年度】
基本目標 1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和 2(2020)年度】	81.0%以上 【令和 7(2025)年度】
			85.0%以上 【令和 13(2031)年度】
基本目標 2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和 2(2020)年度】	28.0%以上 【令和 7(2025)年度】
			32.0%以上 【令和 13(2031)年度】
基本目標 3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和 2(2020)年度】	5つ 【令和 7(2025)年度】
			7つ 【令和 13(2031)年度】
基本目標 4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和 3(2021)年度】	91.0%以上 【令和 7(2025)年度】
			93.0%以上 【令和 13(2031)年度】

※13の分野別施策についても成果指標を設定しています。

川崎市

対人関係で、
人権侵害では
ないかと
悩んでいます

お気軽に
ご相談ください



相談したら
気が楽になった

対人関係（親子、夫婦、職場など）、権利関係（扶養、相続、離婚など）、インターネット上の誹謗・中傷、不当な差別、いじめ、嫌がらせなどで悩みがある川崎市民の方の相談を受け付けています。

かわさき
人権相談

電話 044-200-2359

メール



月～金（祝日と年末年始を除く）
8:30～12:00/13:00～17:15

【運営】川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 【運営協力】横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画
人権かわさきイニシアチブ 概要版

令和4（2022）年3月

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

電話（044）200-2316

FAX（044）200-3914

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp